

## 第5回 長岡地域合併協議会

# 会 議 録

## 第5回長岡地域合併協議会会議録

### 1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成16年5月28日(金) 午後6時
- ・場 所 パストラル長岡

### 2 会議出席委員の氏名

森 民夫	樋山 桑男	大野 勉	遠藤鐵四郎
長島 忠美	大橋 義治	二澤 和夫	佐々木保男
熊倉 幸男	米持 昭次	坂牧宇一郎	五十嵐 徹
小熊 正志	大地 正幸	五十嵐亮一	今泉 實
石坂 敏雄	伊佐 文也	大桃 健三	小方 保
関 正史	高野 哲四	樋口 章一	野田 幹男
田村 巖	池田 守明	高森 精二	小林 民雄
佐藤眞知子	大矢 治雄	小池 進	高野 徳義
川上 孫一	池島 寛	中村 満	岡田 伸夫
豊口 協	鈴木 隆三		

以上 38名

(欠席委員の氏名)

朝日 由香

以上 1名

### 3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

事務局（北谷）

委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。ただいまから第5回長岡地域合併協議会を開催させていただきます。

私、協議会事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

金曜日の夜にもかかわらず、本日も多くの委員の皆様からお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本協議会の開催、3週間に1回のペースということで、大変精力的に実施しております関係で、5月に2回の協議会を行うということになりました。そうした意味で、委員の皆様には大変ご負担をおかけしていることと思っておりますが、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

本日は、議会の議員の定数の取扱いにつきまして、前回の6市町村議会連絡会の報告を受けまして、今回議案という形で提案させていただいております。この協議会の一つの大きな区切りとなる項目でございますので、よろしくご審議をお願いをしたいと思います。そのほかにも建設計画の報告、制度調整がございますので、本日もよろしく有意義な会議にしたいと思いますので、ご協力をお願いを申し上げます。

事務局（北谷）

ありがとうございました。本日の会議の欠席は、長岡市の朝日委員でございます。過半数以上の出席がございますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の資料の確認をお願いしたいと思います。まず、事前配付として、次第、第5回会議資料議案編、そしてA3横長の別冊資料をお配りしてございます。また、本日第5回会議資料報告編をお配りしてございます。資料は以上でございます。

それでは、今後の議事進行につきましては、会長よりお願い申し上げます

議長（森 民夫）

早速ではございますが、これより議事に入りたいと思っております。

まず、報告事項の報告第16号 第3回新市建設計画策定小委員会についてでございます。

これにつきましては、小委員会委員長の豊口委員から概要につきましてご報告をいただき、資料につきましては事務局から説明をお願いいたします。

それでは、豊口委員お願いいたします。

新市建設計画策定小委員会（豊口 協）

それでは、ご報告申し上げます。

報告第16号 第3回新市建設計画策定小委員会の内容につきまして、報告をさせていただきます。第3回の小委員会は、去る5月25日火曜日の実は早朝でございまして、9時30分から開かせていただきました。長岡市役所の第3委員会室で、開催をいたしました。2名の委員の方が都合で欠席をされました

が、最初に第2回に引き続き建設計画書の序章から第3章の建設計画策定方針までの内容を審議いたしました。委員の皆様からは、地域経営では市民と行政の役割の考え方を明確にした方がよいといった重要なご意見も出ており、今後事務局の方で精査、小委員会ですらに精度を高めていきたいと思っております。

それから続きまして、新市将来構想の四つの柱でございますが、その中の地域らしさの価値、重点実現項目を実現していくための戦略方針を審議いたしました。基本的な承認をそこでいただきました。この戦略方針は、市民と行政が一体となって、新市の地域らしさの価値を高めていくために取り組んでいくべきまちづくりの重要な指針としてまとめられております。今後は、この戦略方針に基づきまして、さらに具体的な施策を検討していきたいと、こう考えております。

以上が報告内容でございます。

議長（森 民夫）

それでは、事務局からお願いいたします。

事務局（竹見）

それでは、事務局からご説明をいたします。事務局の竹見と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の長岡地域合併協議会第5回会議資料報告編をごらんください。2枚おめくりいただきますと、（仮称）ながおか地域新市建設計画（素案）新市の地域らしさ価値を高める行動計画という表紙でございます。本日皆様方に提出させていただいております資料につきましては、今までの小委員会で検討された多くのご意見をもとに、現時点において整理されているものです。したがって、今後も小委員会の中で修正が加えられ、さらに精度を高められていくこととなりますので、ご了承をお願いいたします。

2枚おめくりください。左の方に目次がございます。本日の資料につきましては、目次の序章4ページから、それから第3章、戦略方針までまとめております。4ページからは序章が始まっております。

5ページをごらんください。5ページからは建設計画策定の背景をまとめております。こちらの図にございますように、広域行政の必要性あるいは市民参画型の新しい地域経営などを5項目をもとにまとめております。

それから、8ページをごらんください。こちらは、建設計画策定に向けて、建設計画とは新市の地域らしさ価値を高めていく計画ですということで、建設計画の位置づけや建設計画の対象となる期間などをまとめております。それがここでご訂正を願いたいんですけれども、番号が目次と合っていないので、目次の方に訂正をお願いいたします。

それから、10ページをごらんください。こちらからは、第1章、新市の概況からみた可能性ということで、新市の現状から新市全体で持っている特性や今後の可能性について考察を行っております。10ページから新市のフレーム、1、地勢やそれから人口・世帯、それから人口動態の見通しなどをまとめておりまして、それが16ページまでまとめております。

続いて、17ページをごらんください。こちらは、新市の競争力ということで、新市の強みを地域らし

さ価値に結びつくものとしてまとめております。17ページは、主に製造業関係、そして18ページは商業、そして19ページは農業、あと新市の暮らしやすさ、あるいは新市の人を育てる力、そして新市の交流する力などを24ページまでまとめております。

それから、25ページをごらんください。こちらからは、第2章の新市将来構想の概要ということで、新市建設計画は任意合併協議会で策定した新市将来構想を基本方針として具体化していくものです。したがって、常に任意合併協議会で策定しました将来構想とセットであると考えていただきたいなと考えております。ここでは、新市将来構想の概要についてのみ紹介をしております。詳細につきましては、ながおか地域新市将来構想の方をごらんいただきたいなと思います。25ページは、新市の将来像ということで、四つの地域らしさ価値や新市総合ビジョンというものをこちらの図の方でおわかりになるようにまとめております。26ページからは、それぞれの地域らしさ価値を概要をまとめております。

それから、30ページからでございますけれども、こちらは地域の夢ということで、こちらも将来構想の方に詳細が書いてございますけれども、地域別の活動方針、展開を同時に概要をまとめております。35ページまで続いております。

続いて、36ページをごらんください。こちらは、第3章、新市建設計画策定の概要でございます。36ページにつきましては、建設計画策定のプロセスをまとめております。こちらにつきましても、各市町村で事業の提案調書を作成していただきまして、分野別分科会で検討し、さらに企画・総合計画、合併担当のワーキングで取りまとめた結果を建設計画策定小委員会の方にお諮りしていると、そういった今状況でございます。

37ページをごらんください。こちらは、建設計画の策定方針です。下の図にございますように、いわゆる二つの視点、地域経営の視点やブランディングの視点などをもとに、建設計画の策定方針をまとめております。それが37ページから39ページでございます。

続きまして、40ページをごらんください。こちらは、建設計画の事業区分の設定でございます。こちらは、第1回目の協議会でご説明したとおりでございますけれども、こちらにございますように、新市の根幹事業、ハード、ソフト事業ということで、三つの視点でまとめております。一つが戦略的事業、これが根幹事業の中核となるものです。2番が生活基盤整備（ナショナルミニマム）事業、そして合併に伴い必要となる事業ということで、それぞれまとめております。今回リーディングプロジェクトということで、こちらに書いてございますけれども、こちらは戦略事業の中で合併後3年程度までに着手、実現でき、新市民の達成感が得られ、新市としてやっていけるという期待感を醸成するハード、ソフト事業として定義をしております。

続きまして、41ページをごらんください。こちらは、戦略方針をそれぞれの地域らしさ価値、それから重点実現項目ごとにまとめております。この戦略方針は、先ほど委員長からご説明がありましたように、市民と行政が一体となって、新市の地域らしさ価値を高めていくために取り組んでいくべきまちづくりの重要な指針と言えます。この作業につきましては、各分野別分科会で戦略方針を作成し、それを

企画・総合計画、合併担当のワーキンググループが整理しまして、それを小委員会で検討いただき、ご承認をいただいているものです。内容につきましては、41ページから43ページまでそれぞれの重点実現項目ごとにまとめております。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、何かご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（関 正史）

山古志の関でございます。質問ではないんですが、一言意見だけ言わせていただきたいなと思うんですが、委員会の方はご苦労さまでございます。合併協議会も5回となって、順調に進んでいるのではないかなと思っているわけですが、裏を返せば我々自治体の旗をおろす日が近づいているということになるかと思えます。その中で、我々も言いようのない思いが迫ってきているわけでございますけれども、その中でこの新市建設計画、新しいまちづくりというものに対する期待は一層大きくなるというところであります。そんなこともご理解いただいた中で、小委員会の方々またより一層頑張っていたらと、そんなふうにするわけですが、ひとつよろしく願いいたします。

議長（森 民夫）

わかりました。それぞれの地域の期待も大きいと思えますので、ひとついろいろご苦労もおありと思いますが、よろしくご検討お願いいたしたいと思えます。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

どうぞ。

委員（樋口章一）

質問といたしますか、確認のためにお願いしたいんですが、今の資料の目次からいきますと、第5章になりますけれども、新市における新潟県事業の推進、それから第6章の財政計画、これは合併協のスケジュールからいきますとどこら辺で議題に上げられる予定になっておりましたか。そのことの確認をさせていただきますか。

議長（森 民夫）

わかりました。非常に重要な部分でございますが、5章、6章について、いつごろのこの協議会に出るかというご質問だと思いますが、何か予定ございますか。

事務局（高橋）

お答えいたします。

もともと何回目の協議会でどの建設計画の議論をとすることは決めておりませんが、建設計画を策定する際に、どういう順序でやっていくかということについては、初回の協議会でご説明をしたとおりでございます。見ていただいてわかりますとおり、戦略方針がほぼ固まってまいりましたので、これから

具体的な事業をどうしていくかという議論をしていくということになります。ただ、作業の進みぐあいが一気にすべてが終わるわけではございませんので、固まったものから順次協議会の方にもご説明をさせていただくと、こういう考え方でございます。したがって、県事業についても同様の考え方で進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（森 民夫）

そうすると、具体的に言えば例えば次回から出る可能性もあるということですね。

事務局（高橋）

あります。

議長（森 民夫）

いよいよ次回からこの具体的な中身に入っていくというふうにご理解をいただければというふうに思います。

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、いよいよ戦略的な方針の部分が今回で終わります、次回以降具体的な建設計画の内容の検討に入るようでございます。また、次の協議会でもご報告いただけたと思いますが、小委員会の方はひとつよろしくお願いたします。

それでは、小委員会報告につきましては、以上で終わらせていただきまして、次に、協議事項に移ります。

議案第32号 平成15年度長岡地域合併協議会決算の認定についてでございますが、資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、お手元にお配りしてございます第5回会議資料をお出しく下さい。会議資料の議案編をお出しく下さい。1枚おめくりいただきますと、1ページが議案でございます。議案第32号 平成15年度長岡地域合併協議会決算の認定についてでございます。詳細は、また1枚おめくりいただきまして、3ページから始まっております。3ページの総括でご説明をいたしますが、平成15年度ということですので、本協議会の設置から3月31日までの歳入歳出の決算の状況をご説明するものでございます。上段が歳入でございます、下段が歳出でございますが、ともに表構成になっておりますが、表の一番左の金額予算額でございます。2,867万3,000円、これが予算額でございます。決算額が真ん中でございます。表の真ん中ですが、1,979万6,945円となりました。そして、その結果一番右側887万6,055円、これが執行残という形で残りました。その結果、また次のページ、4ページをお開きいただきたいんですが、歳入の詳細については、ここで記載されておりますが、この説明欄一番右側でございますが、説明欄にありますとおり、それぞれの市町村から最終的にご負担いただく金額がこの説明欄のとおり金額となっ

ております。

それから、歳出でございます。5ページから6ページに記載のとおりでございますが、執行残の主な理由としましては、小委員会の開催の回数が予定より少なかったこと、それから協議会だよりなどの印刷経費が入札によりまして比較的かからなかったこと、それから建設計画策定のために業者の方に支援業務を委託しておるわけですが、事務局として直接実施する部分がございますので、それにより経費が必要なくなった部分がございます。これらによりまして、執行残が発生したということでございます。執行状況の詳細は、先ほど申したとおり5ページ、6ページでございます。

それから、7ページでございますが、協議会の規約によりまして、出納監査をいただくことになっておりまして、ここにありますとおり5月の20日の日に中之島町の助役さん、それから三島町の助役さんから出納監査を行っていただき、いずれも適正かつ妥当であるということでご承認をいただいておりますので、報告書を参考としてつけております。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。それでは、皆さんからご意見あるいはご質問をいただきたいと思っております。ご質問あるいはご意見がおありの方はどうぞ挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、この議案第32号でございますが、原案のとおり認定してよろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。議案第32号 平成15年度長岡地域合併協議会決算につきましては、議案のとおり認定させていただきます。

では次に、議案第33号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。議員の身分の取扱いにつきましては、この協議会で初めて協議事項として上げさせていただくわけでございます。前回議員の連絡会の内容は、長岡市議会の小熊議長から報告いただきましたが、まず定数特例をとるのか、在任特例をとるのかを協議しているようでございますので、今回初めて協議いたしますので、まず定数が在任かということについて協議をしたいということで、任期につきましては、次回以降ということでこの議案を提出させていただいたわけでございます。

資料につきましては、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、9ページをお開きください。議案第33号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。今ほど議長の方から説明がありましたとおり、議案のタイトルとしましては、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、本日はそのうち議会の議員の定数について提案をさ

せていただくものでございます。提案内容でございます。一番下に書いてあるとおりでございますが、議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項に規定する定数特例を適用するとしております。

では、この法律第6条第2項に規定する定数特例というのは何かということなんですが、次のページをお開きください。11ページでございます。議案第33号の参考資料としてまとめておりますが、上の方の丸でございます。定数特例の説明ということなんですが、定数特例をとった場合に、新市の議員の数は合計で40名となります。その際に編入される町村の区域に選挙区を設けることとなります。そして、その各選挙区における議会の議員の定数をここに記載のとおり中之島から小国まで書いてございますが、この人数で選挙区を設けて選挙区の定数を定めるということとなります。そこで、なぜこういう人数の割合になるかということがその次に表になっておりまして、ここに具体的な定数の算出方法が記載をされております。備考の欄に説明がございまして、長岡市以外の町村、五つの町村のそれぞれの人口の長岡市の人口に対する割合をまず算定をいたします。そして、その割合を長岡市の議員定数に掛けることによって、それぞれの町村の議員定数が算出されると、こういうことでございます。その結果、こういう人数になるということでございます。なお、11ページの下の方に在任特例の場合というのが書いてございますが、これはいわゆる議員の特例としては、定数特例、それから在任特例二つありますので、参考として記載をしているものでございます。

恐縮でございます。また、もう一枚おめくりいただきまして、12ページをお開きください。それでは、ほかの協議会の状況が現在どのような形になっているのかということをお県の編入合併という、私どもと同じような合併の方式をとるところの状況を表としてまとめたのがこれでございます。一番上段の新潟地域の合併協議会から一番下新発田市の協議会までございますが、一番右から三つ目の欄をござらいただきますと、編入市議会の残任期間についてどういう取り扱いをとったかというのがこの欄でございます。見ていただいてもわかりますとおり、一番下にあります新発田市の関係の協議会のみが在任特例という取り扱いをとっておりますが、それ以外はすべて定数特例という形でまとまっております。

説明については、以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。まず、議会連絡会の座長でございます長岡市議会の小熊議長からその後の連絡協議会や各議会の状況についてご報告をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

6市町村議会合併連絡会（小熊正志）

6市町村議会の合併連絡会の座長をしております長岡市議会の小熊でございます。前回の協議会で議員の定数についてご報告をさせていただきましたが、そのうち5月22日に第15回の6市町村議会合併連絡会を開催しまして、議員の定数について議論をしておりますし、その後特別委員会を開催して、さらに協議をされた議会もありますので、これらを踏まえて、私の方から6市町村議会としての考え方についてお話をさせていただきたいと思います。

平成14年10月から15回連絡会を開催しまして、議員の定数をどうするか、議論を重ねてまいりました。連絡会では、地域の住民の声をどうやって新市に反映させるか。そのために議員の定数はどうあるべきかという観点に立ちつつ、地域自治がどうなるかということも含めて検討をしてまいりました。前回の協議会で、長岡方式の地域自治の骨格が決まり、その内容がそれぞれの地域の自治について十分に配慮されたものになっているという考えから、議員の定数については、本協議会に提案されておりますとおり、合併特例法に規定する定数特例でいきたいと考えております。

以上が6市町村議会の考え方でございます。よろしく願いをいたします。

議長（森 民夫）

ありがとうございます。今ほどのお話ですと、6市町村の議会では定数特例ということで一つの結論が出たようでございます。もちろんこの議員の特例、身分の特例につきましては、議員の皆様だけで決定することではなくて、この協議会の場で決定することでございますので、これからご意見、ご質問を伺いたいと思いますが、議員の皆さんの議員連絡会で定数特例という結論を出していただいたことは一つの重みがあるというふうに思いますので、これを踏まえまして、ご意見、ご質問があれば、どうぞ挙手をお願いを申し上げます。

野田小国町の議会議員さん。

委員（野田幹男）

6市町村の概要については、今小熊長岡市議会議長が申し上げたとおりでありますけれども、私は小国町議会としての審議の経緯あるいはまた要望等について皆さんにご報告を申し上げ、ご理解をいただきたいというふうに考えております。小国町議会として、議案第33号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、報告と意見を申し上げます。

まず第1点は、小国町議会の特別委員会で審議した結果を報告いたします。5月7日の法定協議会結果を踏まえ、5月13日に特別委員会を開催いたしました。その審議の経緯を申し上げますと、議員の身分について、集中審議をする予定でありましたが、長岡方式の地域自治に議論が集中いたしました。特に長岡方式の地域自治の規定では、国が定めた地域自治区に比べて非常に弱く、周辺町村は大きな不安がある。もっと権限のある強い地域自治にすべきであるという意見でありました。また、議員の身分につきましては、住民感情を考えた場合、定数特例はやむなしだと、こういうことで大勢を占めましたが、中に職責は違うが、農業委員に比較して議員数は少な過ぎると、特例の中で方法論はないのかというような意見もございました。

次に、5月の26日、これ一昨日の特別委員会の審議状況を申し上げます。5月22日の6市町村議会連絡協議会の審議内容の報告と本日の議案第33号の議員の定数及び任期の取扱いについて、行政当局抜きで集中審議を行いました。定数特例では、小国選挙区は議員定数が1名であります。定数特例をやむを得ず了承するからには、以前から主張してきた権限のある強い地域自治組織として位置づけるべきで、特に地域委員会の位置づけの中に、市長は地域委員会の提案、意見を尊重するという尊重規定の表現を義

務規定に強めるべきである。また、地域委員会の委員の数や報酬をどのように考えているのかという不満の声が相次ぎました。ここをしっかりと位置づけることが定数特例を容認する前提条件であるという意見で終結をいたしました。以上が小国町議会で2回開催した特別委員会の審議内容であります。

次に、2番目といたしまして、意見と要望を申し上げます。先ほど報告をいたしました小国町議会の特別委員会で審議した内容を踏まえて、次の2点について申し上げます。まず第1点は、長岡方式の地域自治を規程や規則で定めるのではなく、条例で規定していただきたいということを要望いたします。また、地域委員会は単なる附属機関ではなく、権威のある特別な附属機関として位置づけていただきたい。そして、早急にこの条例の内容をこの協議会の場で十分な審議を尽くされるよう強く要望いたします。

2点目は、地域固有の業務を地域の意見、要望を十分酌み取り、周辺町村ができるだけ多く地域固有業務として扱われるよう、最大限の配慮をしていただきたい。これに必要な財源を確実に担保されるよう要望いたします。なお、このことも条例に明記されるようあわせて要望いたします。

以上、2点につきまして森会長のお答えをいただければ幸いだというふうに考えております。よろしくをお願いします。

議長（森 民夫）

その地域委員会につきましては、前回骨格が大体ほぼ決まったわけでございますが、私の理解としては、国が法律で定めております地域審議会の権限と全く同等の骨格を決めたと思っております。ですから、先ほどのご発言で国が決めたものよりも弱いというご発言がありましたが、それは少し誤解が入っておられるのではないかと。というのは、国の方も重要事項については、地域審議会の意見を聞かなければならないと決めておりますが、同時にその意見に基づいて市長はその状況に応じてその意見を採用していなければならないと決めているのであって、前回骨格を決めました尊重するということと国が定めている意見を聞かなければならないということも含めて、全く法律に基づく審議会と同じ権限を有するものとして今回の地域委員会を決めたというのが私の認識でございますから、その点をよく説明をまたいただきたいというふうに思います。

それから、その地域委員会につきまして、私の認識としては、大変これはいい制度だというふうに思っておるわけです。いい制度だというのは、合併に伴って何か便宜的に決めるということではなくて、これからの自治体のあり方、特にエリアの広い基礎的自治体のあり方について、地域固有のいろいろ特徴を生かしていくとすれば、この地域委員会ということは大変重要な役割を果たす委員会であって、便宜的に決めるという性格のものではないというふうに認識しております。ですから、大変重要な委員会であって、市長も当然提案、意見を尊重して行政運営を行わなければならないわけでありまして、私もそのつもりで取り組むというつもりでございます。いろいろ今のご意見を総合して聞いておりますと、多少地域委員会について重要度の認識とか、そういったことについてご不安がおりになるのではないかとこのように思いますが、私はここで断言いたしますが、どういう決め方をするかとか、どういう要

綱を定めるかとか、そういったことはこれからのまた事務的な議論もございますので、必ずしもこの場で全部決めるのはふさわしいとは思いませんけれども、ぜひご理解いただきたいのは、先ほど申し上げましたように、大変通常の単なる附属機関ではなくて、地域の骨格を決める重要な委員会であるから、それにふさわしい要綱やあるいは条例等決め方いろいろございますけれども、そういったような方法できちんと検討させていただくということをこの場で申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

委員（野田幹男）

市長からも、それなりの答弁でございましたので、我々とすれば市長の発言をよく善意に解釈しながら、ひとつぜひお願いしたいと。

議長（森 民夫）

ぜひ信用していただきたいというふうに思います。私は、繰り返しますけれども、この長岡方式の地域委員会が今回決まったことを誇りに思っているということをごまかせたいというふうに思います。

ほかにご意見等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、議案第33号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについての議員の定数につきましては、この議案のとおり定数の特例ということで決定してよろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ご異議がないようでございますので、議案第33号につきましては、議案のとおり決定といたします。

なお、任期につきましては、次回協議したいと思っておりますので、また議員連絡会の方でも引き続き検討していただければというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案第34号の各種事務事業の取扱いについて(その4)についてに入らせていただきます。

制度調整案について、今までどおり説明は特に重点的に説明が必要な項目だけにさせていただきます。別冊資料を見ますと、福祉関係の項目が多く占めておりますので、すべて関連がございますので、福祉関係は一まとめで協議したいと思っておりますので、まず福祉関係につきまして、資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

恐縮でございます。A 3版で非常に大きな冊子になっておりますが、その1枚まずお開きください。1ページでございますが、今ほど議長の方からも話がございましたが、まずこれ全体をまとめております。1番のところ、全項目の数が載っておりますが、全体で76の項目でございます。そして、今ほど説明がありましたとおり、2番のところ、分科会単位にさらにまとめております。説明につきましては、

このお手元の今のこの見ていただいている資料に基づきまして、分科会ごとに説明を行いますので、よろしくお願いたします。

福祉・保健・医療分科会（笠原）

それでは、福祉・保健・医療分科会から説明させていただきます。介護保険課の笠原と申します。よろしくお願いたします。

福祉・保健・医療分科会のうち介護保険及び高齢者や障害者福祉施策並びに精神障害者等に関する各種事務事業の取り扱いについてでございます。

それでは、総括表の3ページをごらんください。最初に、介護保険ですが、全部で10項目でございます。これらにつきましては、介護保険法に基づく事業計画及び介護保険サービスを賄う介護保険料等に関するものでございます。5番の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画であります。この事業計画につきましては、介護保険法に基づき3年ごとに策定が義務づけられているものでございます。現在の事業計画の運営期間は、平成15年度から平成17年度までの3か年ありますが、市町村合併はちょうどこの運営期間中に行われることとなります。この場合、国はこのような期間中の合併における事業計画の取り扱いについては、新市として新たな計画策定を基本としているものの、合併協議会の承認が得られれば各市町村が策定した現行の事業計画の集合をもって新市の計画とすることで差し支えないとの考えを示しております。したがって、この取り扱いに基づき合併時から平成17年度までは各市町村の事業計画の集合をもって、新市の事業計画とするものでございます。

次に、7番の介護保険料でございます。これにつきましては、任意合併協議会で協議された主要17項目の一つで、平成21年度から一律の保険料に統一するという承認いただいていたものであります。これを新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一するに変更するものであります。したがって、平成17年度までの運営期間中は現行どおりの各市町村の保険料とし、平成18年度からは新たに策定する新市の事業計画に基づいて一律の保険料にするものであります。ご承知のように介護保険料は、給付と負担の均衡の観点から、一つの保険者においては一つであることが原則であります。昨年の任意合併協議会の中では、平成17年度までの運営期間中に見込まれる各市町村の介護保険財政における剰余金、借入金等を考慮し、平成18年度から平成20年度までの3年間は、介護保険料に差をつけることで了承されていたものでございます。しかし、その後国が平成18年度から実施する介護保険制度に大幅な見直しを予定している中で、従来の方針では保険料の算出の基礎となるこれらの改正点を考慮せず、現在の制度がそのまま継続するものとして調整していることや平成17年度末に剰余金等が見込まれるものとして調整していることによる影響等について、再度検討した結果、平成21年度から統一することではなく、国の改正内容や新市全体の介護保険サービスを盛り込んだ平成18年度からの事業計画に基づき新市一律にサービスが提供されることも踏まえ、平成18年度から保険料を統一するものでございます。

次に、10番の介護保険料の減免（法定外減免）ですが、長岡市と小国町のみが低所得者対策として実施しているものでございます。

また、11番の特別な事情による利用料の減免（法定減免）につきましては、長岡市のみが実施しております。いずれの制度も新市全体に適用するものでございます。

以上が介護保険でございますが、平成18年度に予定されている介護保険制度の見直しに向けて、新市一体となって介護保険の充実に努めていきたいと考えております。

続きまして、15ページをごらんください。要介護認定者に対する高齢者福祉施策に関する取り扱いですが、全部で15項目でございます。これらにつきましては、介護保険の要介護認定を受けた高齢者等を対象に実施する介護保険外の在宅サービス等をまとめたものでございます。

最初に、16番の介護支援専門員等支援事業から24番の家族介護支援短期入所（緊急時支援サービス）までの9項目でございますが、このうち19番の痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業、21番の生活困窮者利用者負担軽減事業等5項目については、長岡市のみが実施している事業でありまして、新市全体に適用するものでございます。今申し上げました痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業は、痴呆性高齢者を介護する家族の外出や休息の時間帯に安らぎ支援員を派遣し、痴呆性高齢者の見守りや話し相手をするものでございます。

次に、25番の在宅高齢者等紙おむつ支給事業（高齢者分）でございます。自宅で介護を受けておられる高齢者に対する紙おむつの支給であり、26番の家族介護見舞金支給事業（高齢者分）は、自宅で高齢者を介護されている家族への見舞金でございます。6市町村がそれぞれ実施しておりますが、サービスの内容、対象者等を調整し、新基準を設け、実施するものでございます。

続きまして、下段の高齢者福祉と同種の障害者福祉施策に関する取り扱いでございます。31番の住宅改造費の助成（障害者分）から33番の家族介護見舞金支給事業（障害者分）の3項目であります。上段の高齢者福祉施策と同様の調整方針でございます。以上、障害者福祉施策を含む18項目のうち長岡市のみが実施している事業が5事業、町村の事業にサービスを上乘せして実施している事業が2事業ありまして、新市全体として高齢者福祉の向上が図られるものと考えております。

それでは、続きまして、35ページをごらんください。介護認定を要しない高齢者福祉施策に関する取り扱いですが、全部で20項目でございます。これらにつきましては、特に介護認定を必要としないものでありまして、ひとり暮らし高齢者や痴呆性高齢者、または高齢者世帯等を対象とした各種サービスをまとめたものでございます。最初に、36番のはり・きゅう・マッサージ割引券の支給から43番の寝具乾燥サービスの8項目でございます。このうち36番の75歳以上の高齢者に助成するはり、きゅう、マッサージ割引券の支給及び39番の介護保険以外で吸引器や洗髪器などの介護用品を貸与または給付する要援護老人家庭援助事業等の3項目については、長岡市のみが実施している事業でありまして、新市全体に適用するものでございます。

続きまして、次の44番の生きがい対応型デイサービスであります。家庭に閉じこもりがちな高齢者を対象にした生活指導や趣味創作活動等の生きがい活動でございます。現在5市町村で実施されておりますが、それぞれにサービスの対象者及びサービス内容等に地域特性があることから、新制度を創設し、

新市全体に適用するものでございます。

次に、45番の在宅介護支援センター事業でございます。これにつきましては、地域における高齢者福祉に関する情報の提供並びに相談業務等の実施機関としてその役割を果たしているところでありますが、実施主体は市町村の委託を受けた社会福祉法人、医療法人がほとんどであり、町村が直営で運営している支援センターについて委託化を検討するものでございます。以上が介護認定を要しない高齢者福祉施策でございますが、このうち3事業については、長岡市のみが実施している事業であり、その他高齢者の生活支援策として新たに日常生活用具やサービス対象者の拡大を図るなど、新市全体として高齢者の福祉の向上が図られるものと考えております。

それでは続きまして、57ページをごらんください。精神障害者等に対する福祉施策に関する取り扱いですが、全部で9項目でございます。58番の精神障害者ホームヘルプサービス事業から60番の難病患者の在宅生活支援でございます。このうち59番の精神障害者デイサービス事業は、長岡市が精神障害者を対象に体力づくりや創作的活動を実施しているものでございます。また、60番の難病患者の在宅生活支援につきましては、難病患者に対するホームヘルプサービスや短期入所並びに日常生活用具の給付でございます。この3事業のうち2事業につきましては、長岡市のみが実施している事業であり、新市全体に適用するものでございます。

続きまして、61番の精神障害者交通費の助成であります。精神障害者授産施設、作業訓練所等を利用する際のバス運賃に対する助成であり、長岡市のみが実施していることから、新たに電車賃の助成も含めて、長岡市の制度をもとに新市全体に適用するものでございます。以上が精神障害者等に対する福祉施策でございますが、新市全体として、精神障害者等の福祉の向上が図られるものと考えております。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。福祉関係の項目について、一通り説明がございました。

ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いを申し上げます。

はい、どうぞ。

委員（樋口章一）

福祉・保健・医療分科会のことについて2点質問させてもらいたいと思います。

非常に各市町村が単独事業できめの細かい福祉に対応されているものを調整されることでありますので、分科会の皆さんが大変ご苦労の多かったことを推察しまして、敬意を表するところなんでしょう。市町村単独事業のほかに、新潟県が重点事業としてこの福祉について、例えば4分の3補助をするという、75%補助をしてずっと続けてきている事業がございまして、それに対する取り組み、例えば52ページにありますが、ここでは私ども小国町だけが実施をしている県の事業でございます。これは、目的に書いてありますように、障害を持った方が医療機関に通院するところのタクシーの援助をするということでもありますけれども、県が4分の3補助です。非常に県財政も容易でない中で、県が重点事業

に掲げて、高い補助をしておるこの事業が調整方針では廃止をすると。ただし、2年ぐらいは続けるということなんですけれども、たまたま小国町だけが取り組んでいるんですが、これは県は今後もこれを継続していくわけでありますから、なぜこれを廃止する方向なのか。新たな新長岡市でぜひひとつこういうものは継続すべきであると思うのに、しかも県も一生懸命でこれを廃止するという、この根拠をひとつ示していただきたいというのと、その後に書いてある。廃止後は、高齢者在宅支援施策の充実に努めるものとするというのは、これは具体的には分科会ではどのような方針を確認されたのか。その2点をひとつお聞かせください。

議長（森 民夫）

今の質問について説明お願いいたします。

福祉・保健・医療分科会（笠原）

お答えいたします。

今ほどの2点ございますが、1点目の在宅高齢者の外出支援事業でございますが、これが県の4分の3の事業が廃止されたということでございまして、確かに補助金は事業を実施する市町村にとって大切な財源であることは重々承知をしておりますが、補助金がなくても実施しなければならない事業もあるわけでありまして、補助金もさることながら、新市の市民にとってどのサービスが優先的に必要であるのかの判断が大切なのではないかと考えております。

続いて、廃止後の対応の方でございますが、議論の中では今後策定する高齢者保健福祉計画というのがございますので、その中で対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、どうぞ。

委員（樋口章一）

1点目でありますけれども、事業の優先度や事業の大切さにかんがみて廃止したり、あるいは継続したりする判断だというんでありますが、ちなみに申し上げますと、この事業小国町だけなんですけれども、現在該当者が149名おります。149名が非常にこれ20年も前からずっと続いているんだと思うんですが、これが切られるということは、これは非常に合併に対する先ほど新市建設計画の中では、新たな新長岡で、それこそ人づくりや助け合いや新しいひとつ市をつくるという目標からいっても、なぜこれを一体切らなきゃならんのかというのが非常に私は疑問に思うんでして、これは今ほど事務方のお答えがありましたけれども、ひとつ今後の課題としては、こういういいことを、しかも県も一生懸命で推奨していることでありますから、障害者にかかわる大事な事業だと心得ておりますので、ぜひひとつ廃止などという方向でなくて、継続される方向でお願いしたいと思うんでありますが、座長さんのご意見はいかがでございますでしょうか。

議長（森 民夫）

その前に、ちょっと分科会でどういう議論があったかという説明が私は今聞いて非常に不十分だと思うんですが、もっと言いにくいことあるかもしれませんが、思い切ってどういう議論があったかというをはっきり言ったらどうでしょうか。廃止を決定するにはそれなりの議論をして、いろいろあったわけでしょう。もっと言いたいことは遠慮しないで、正々堂々と説明してください。

福祉・保健・医療分科会（笠原）

お答えいたします。

今ほどのご質問でございますが、議論の中で私ども福祉・保健・医療分科会、事務担当者会議も含めまして、4回あるいは5回と検討会を重ねてまいりました。その中で、基本的な調整方針につきましては、合併協議会の最初の部分で調整方針の案が策定をされたわけでありまして、その三つの基本の原則、それから三つの調整方針に基づきまして、議論を重ねたわけでありまして、その中でこの結果になったということでございまして、よろしゅうございましょうか。

議長（森 民夫）

だめ。理由になっていない。だから、どういう議論を具体的にこの件についてしたのかということで、言いにくいことがあるかもしれないけど、はっきり言ってくれと言っているのだ。今の答えだったら、私は検討不十分だから、差し戻します。何にも理由になっていない。要するに検討しなかったという答えだ、今のは。

福祉・保健・医療分科会（笠原）

お答えいたします。

今までの会議の中では、特にほかの町村の方も異論はないということでございました。

議長（森 民夫）

要するに小国町から異論がなかったということのようです。

福祉・保健・医療分科会（笠原）

とほかの町村からもおかしいんじゃないかということでの異論もございませんでした。

議長（森 民夫）

それで決まってしまったということのようですね。

委員（樋口章一）

私どもが聞いているのは、小国町はこれは継続してもらいたいということを一生涯懸命言ったんだけれども、ほかの皆さんの認識がなかったというように聞いているんですが、これは医療機関に恵まれた地域と非常に恵まれない地域、タクシーに乗って片道2,000円以上もかかる地域でありますから、この補助というのは非常に該当者にとっては大切な事業なんです。それに対するもう少しこんな冷たい今の答弁のようなことでは、これはひとつぜひ市長さんの今ほどのまたコメントもありましたが、継続の方にぜひひとつ私は期待申し上げたいと思うんでございます。

議長（森 民夫）

その前に、私の判断としては十分な議論が分科会でなされたように思えないものですから、むしろ小国町の担当者の方にもその辺のことをきちんと説明をしていただいて、恐らく課長さんちゃんと言うべきことを言っていないような僕は気がするんですが、もう一回チャンスやりますけど、どういう判断したのか、ちゃんといいですよ、はっきり言えば。

福祉・保健・医療分科会（笠原）

それでは、もう一回チャンスがありますので、この次の会議までにこの分について……

議長（森 民夫）

そうじゃないんじゃないかな。これを全体に制度を残すと長岡市のお年寄りがすごく多いから大変な財政負担になるとか、そういう理由じゃないの。私はそうだというふうに関わった瞬間そう思いました。つまり小国で149人いらっしゃるわけです。長岡の年寄りにこれやったら大変な財政負担になるだろうと、瞬間的に私思いました。多分そういう配慮が働いて、小国の方からも余り強いあれがなかったのかなという気がしますので、そういうことを僕は言ってもらいたかったんだけど、ただ今の説明だと、十分検討していないというふうな認め方がありましたので、もう一回差し戻してもいいですけども、そういう面、私は座長じゃなくて長岡市長として判断すると、この補助は長岡市もやるとなると、相当の負担になるなという感じがいたします。ですから、そのままでは難しいなと思いますけども、どういう解決があるのか。これについてはどうするかな、次回に送るのかな。もう一回ちょっとどうですか。

福祉・保健・医療分科会（笠原）

基本的には会長おっしゃるとおりでございます。ただ、幹事会の席でも申し上げたんでありますが、小国町さんだけじゃなくて、長岡市でも、あるいはほかの町村でもそういった不便な地域もあるわけでございます。そういったことと、それから今ほどの話にございましたように、相当財政的な負担も多いというようなこともありまして、この件については廃止するというところで、ただし書きがついておりまして、段階的に19年度までで廃止をするということになっております。今後についても一度分科会がございましたので、その中で再度小国町さんに対して説明をし、理解を得ていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（森 民夫）

じゃ、今の事務局の説明でそうですから、もう一回とにかくかけるということですから、この部分についてはそういうことにさせていただこうかと思えます。

委員（樋口章一）

ありがとうございました。しかし、県が一生懸命進めている数少ない重点事業で、75%県が補助するなんていうのは、ほかにはありませんので、そこをお考えいただいて、総額ではないわけですから、25%でできるんですから、これはひとつぜひ2年だけ継続して切るなんていうことのないように要望をさせていただきたいと思えます。

議長（森 民夫）

先ほどちょっと申し上げましたけれども、私は座長としての立場とすれば、もう一度分科会で議論するそうですから、それでその結論を待ちたいというふうに思います。ただ、長岡市長として見たときに、これを1人の政策立案者として考えたときに、これをやるとすると、かなり例えば交通不便なところで地域を限定してやらざるを得ないんじゃないかなというのが第六感としましてあった。つまり長岡市のかなり便利なところに住んでするお年寄りまでこの事業をやるのはいかなものかなというのがございます。そのことが一つと、県の事業が地域を限定してやれるのかどうかという問題もひとつあるように思います。ですから、分科会にお任せしますけれども、そういうことでこの協議会としてはとりあえず分科会の結論を待つということにしたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、福祉の部分につきましては、この52ページの在宅高齢者等外出支援事業についてはもう一度分科会で検討するということにして、ほかの項目につきましては、よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。それでは、次の環境分科会、水道・ガス分科会、下水道分科会に移りたいと思います。

環境分科会（長部）

それでは、67ページの総括表をごらんください。環境分科会の制度調整案について説明させていただきます。長岡市の環境政策課の長部と申します。よろしくお願いいたします。

まず、ページ番号68から70のごみステーション設置補助事業、生ごみ処理機器設備補助事業及び資源回収奨励事業につきましては、ごみステーションの整備やごみの資源化に対する補助及び奨励金でございまして、町村によっては制度を持っていないところもございます。方針といたしましては、補助金額等におきまして、最も充実し、あるいは高い水準にある長岡市の制度に合併後統一することとし、ただし合併年度は現行どおりとするものでございます。

次に、ページ番号71、72のごみの分別収集につきましては、既に任意合併協議会で協議されたものと同様の方針でございます。ごみの分別収集の内容としましては、分別の品目、そして収集回数がございます。6市町村の現状はまちまちでございますけれども、リサイクルを一層進めていくためには、細かな分別や小まめな収集が欠かせません。このため分別の品目や収集回数などが最も充実している長岡市の制度に合併後統一するものでございます。ただし、制度を統一するには、住民の皆様への十分な周知期間や収集体制の整備が必要でございまして、合併年度とそれに続く3か年度は現行どおりとするものでございます。

次に、ページ番号73の家庭ごみ処理手数料、つまり家庭ごみの一部有料化についてでございます。家庭ごみの一部有料化は、ごみの減量とリサイクルの推進を目的としたものでございまして、小国町では既に平成12年5月1日から有料化しており、長岡市、越路町及び三島町でも今年の10月1日から3市町が同じ内容で有料化となりますけれども、中之島町及び山古志村はその予定がございません。したがって、一律の内容に調整する必要がございまして、方針としましては、長岡市の制度に合併後統一するものでございます。ただし、制度を統一するには、住民の皆様への十分な周知期間が必要でございまして、ごみの分別方法と同様に、合併年度とそれに続く3か年度は現行どおりとするものでございます。

次に、ページ番号74の事業ごみ処理手数料、それから75のし尿くみ取り手数料につきましては、6市町村の料金体系はまちまちでございます。方針といたしましては、合併後に最新の経費をもとにした新たな料金に統一するものでございます。ただし、新たな料金に統一する時期につきましては、ごみの分別方法などと同様に、事業者や住民の皆様への説明などに時間を要するために、合併年度及びそれに続く3か年度は現行どおりとするものでございます。

説明は以上でございます。

水道・ガス分科会（松本）

それでは、77ページをお開き願います。水道・ガス分科会の長岡市水道局、松本でございます。よろしく願います。

水道、ガスとも企業団を構成しています三島町、見附市に事務委託をしております中之島町につきましては、第2回合併協議会の調整方針に基づき、現在関係自治体と協議を進めています。この2町を除く4市町村で調整を行った内容でございます。78、79ページの水道料金と加入金であります。料金格差がありますので、新基準を創設し、統一します。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く3年から5年をめどに統一することとしたいと思います。

それから、80ページのメーター検針サイクル及び料金納付であります。長岡市では現在隔月検針、隔月納付を行っていますが、3町村では毎月検針、毎月納付を行っています。合併後は、コスト削減を図り、効率的な事業運営を行うため、長岡市の制度に統一をします。ただし、公営ガス対象地区の越路町につきましては、ガス事業法で毎月検針が義務づけられておりますので、現行どおりとします。

次に、81ページのガス料金でございますが、大変恐縮ですが、この頭に星印が落ちておりましたので、ご記入をお願いしたいと思います。このガス料金につきましては、水道料金と同じように、任意合併協議会で協議された事務事業であります。現在公営ガスは越路町のみでございますので、81、82ページのガス事業につきましては、現行どおりとします。

以上で説明を終わります。

下水道分科会（和田）

続きまして、83ページをお開きください。下水道分科会の下水道管理課、和田でございます。

84ページの下水道使用料につきましては、任意協議会でご報告したとおりでございますが、合併後新

基準を創設し、統一するものでございます。ただ、適当な期間を経過した後に統一しますとしておりましたが、より具体的にただし書き以降でございますけれども、合併年度は現行どおりとし、それに続く3年から5年を目途に統一するものでございます。

次に、85ページの下水道受益者負担金の額につきましては、中之島町を除きまして、下水道整備がほぼ終了していること、また構成市町村ごとに下水道整備経費が異なっており、下水道整備の一部負担でありますので、合併後も現行どおりとするものでございます。

86ページの下水道受益者負担金の規定でございます。この負担金の徴収方法等につきましては、合併時に長岡市の制度に統一するものでございます。

87ページの処理区域外の下水道排除（工事負担金）でございます。これは、下水道等の処理区域外で下水道を利用しようとする場合、処理区域内の住民には受益者負担金を納入していただいていることとの均衡を図るため、納付をお願いしているものです。この工事負担金につきましては、長岡市、中之島町、越路町及び三島町が下水道受益者負担金相当額、小国町が一律50万円となっておりますが、当分の間現行どおりし、期間をかけて調整するものでございます。

88ページの処理区域外の下水排除（公共汚水ます）でございますけれども、下水道等の処理区域外の公共汚水ますの設置につきまして、合併時に長岡市の制度に統一し、自己負担で設置し、その後の管理は市で行うものとするものでございます。ただし、小国町につきましては、工事負担金がますの設置費用も含めた額に相当していることから、当分の間現行どおりとし、公費負担で設置するものでございます。

次に、89ページの水洗便所設備改造等工事資金融資制度及び90ページの利子補給制度につきましては、ともに水洗化の促進のための資金面からの支援制度でございます。そこで、89ページの水洗便所設備改造等工事資金融資制度につきましては、合併時に長岡市の制度に統一し、90ページの利子補給につきましては、この融資制度で対応することとして、合併時に廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。それでは、環境分科会、水道・ガス分科会、下水道分科会につきまして、説明がございましたが、これらにつきましてご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、後半につきましては、特にご意見、ご質問がございませんようですので、議案第34号につきましては、先ほど小国町さんからご意見ございました高齢者への交通費助成を除きまして、原案どおり決定ということでよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

以上で本日の協議事項はすべて終わりましたが、事務局から何か連絡ございますか。

事務局（高橋）

協議会終了後の予定でございますが、この後記者会見を行います。会場は5階の末広になりますので、よろしくお願いたします。

また、次回の協議会でございますが、6月16日水曜日ですが、午後6時30分から予定しております。会場は、ホテルニューオータニ長岡でございます。

連絡事項は、以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

では、これをもちまして本日の会議日程はすべて終了といたします。皆様方にはいわゆる花金の夕方にもかかわりませず、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（散会 午後7時10分）